

事業主向け障害者雇用促進ガイドブック

滋賀県は障害者雇用を推進しています



令和5年度絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～ 高校・一般の部
厚生労働大臣賞 「ラテの練習にとり組む姿」 東京都 佐々木 亮介さんの作品

滋 賀 県



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

好事例①

採用から定着までの流れ(一例)

就労継続支援B型事業所と業務提携し、
業務を依頼



作業の様子を見学し、
障害者のステップアップとして雇用



採用後、働き・暮らし応援センターによる
定着支援を受けている



鉄道リネンサービス株式会社 高島工場

住 所	高島市新旭町北畑96
業務内容	ホテルリネンサプライ
社 員 数	66名(うち、障害者2名) 【令和6年1月1日現在】

企業の考え方

適材適所で活躍できる機会を提供するのが企業の役割だと考えており、当社では、障害者の直接雇用だけでなく、障害福祉サービス事業所等と連携して、障害者に働く場を提供しています。企業の一員として生産性アップに貢献していただけるよう、周囲の社員や支援機関によるフォローを行っています。障害者の方には気持ちよく作業していただき、スキルアップを図れる環境を提供していきたいです。

障害者が従事する仕事の概要(一例)

- ・宿泊施設で使用するタオルを折り畳み専用機械へ投入する作業

就業時の様子(一例)

乾燥後のタオルを折り畳み専用機械に投入する作業に従事いただいています。1枚ずつ投入する単純作業ではありますが、持ち前の集中力を発揮し、黙々と作業を進めてくれています。また、管理者が指示したことは、きちんと理解したうえで実行してくれます。

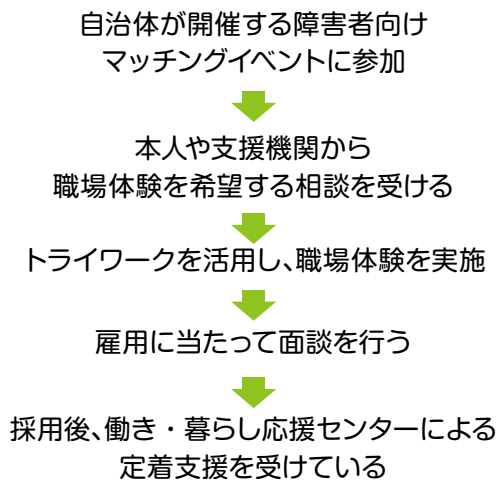
(入社5年目のAさん)

障害者雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性	課題への対応・障害特性への配慮等
タオルの種類によって機械に投入する方向・裏表を変える必要がある等、状況に応じて判断することが苦手である。	<ul style="list-style-type: none"> ・働き・暮らし応援センターに相談して本人の障害特性を理解し、企業としてどのように活躍の場を提供できるか模索した。 ・得意である単純作業に従事いただけるよう、扱うタオルの種類を限定している。
タオル投入作業以外の新しい業務を覚えることが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・同時並行して様々な業務を行ってもらうことが難しいため、一つずつできることを増やしてもらえるように取り組んでいる。
本人の気持ちや考えを引き出すことが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・働き・暮らし応援センターに相談し、フォローアップしていただいている。具体的には、会社での面接とは別に、同センター担当者が本人に聞き取りを行い、企業担当者へ情報共有していただいている。 ・企業担当者との面談や現場スタッフからの声掛けを通じて、本人の心配事や体調面の把握に努めている。

好事例②

採用から定着までの流れ(一例)



株式会社レイマック

住 所	守山市幸津川町1551
業務内容	電気機械器具製造業
社 員 数	156名(うち、障害者6名) 【令和6年1月1日現在】

企業の考え方

当社では「社員の幸せ」を大切にしており、障害のあるなしに関わらず、社員全員がいきいきと働くことができる職場づくりを意識しています。

障害者雇用を通じて、職場の協調性やチームワークに磨きがかかるなど、会社全体でプラスに働いています。

障害者が従事する仕事の概要(一例)

- ・ 倉庫での部材管理業務
- ・ 部品の加工業務
- ・ はんだ付けによる実装業務
- ・ 出荷・梱包業務

就業時の様子(一例)

入社当初は出荷・梱包業務を担当していましたが、本人の希望があり、現在ははんだ付け業務に従事いただいています。はんだ付け業務を行うには、社内検定(筆記・実技)に合格する必要がありますが、資格取得の勉強に励み、合格されました。細かな作業が得意であり、部署内の誰よりも製品をきれいに仕上げてください。(入社5年目のBさん)

障害者雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性	課題への対応・障害特性への配慮等
多様な品種を取り扱うため、作業に時間がかかってしまう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間がかかっても、作業に慣れてもらうことを優先させている。実際に作業スピードも上がってきている。 ・ 誰よりも丁寧に仕上げられており、本人の長所として認識することで、周囲の方も積極的にフォローしている。
現場社員からの不安の声があった。(どのような合理的配慮が必要か等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き・暮らし応援センターに依頼し、社内研修を行った。 ・ 雇用している障害のある方と働くうえで配慮すべきポイントを社員で共有した。
聴覚障害の方に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と相談のうえ、筆談やコミュニケーションアプリを用いるようにしている。 ・ 口の動きで理解される場合もあるので、大きくゆっくり口を動かすようにしている。 ・ 工場内でマスクをしている場合は、マスクを外す配慮もしている。

雇用の分野における合理的配慮の提供は、 障害者雇用促進法に基づく事業主の義務です。

合理的配慮とは

【募集および採用時】

- ・障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置

【採用後】

- ・障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置

事業主は、障害者から支障となっている事情や必要な配慮を求める意思の表明があった場合には、障害者と話し合い、その意向を十分尊重した上で、「過重な負担」にならない範囲で対応する必要があります。

対象

【対象となる事業主の範囲】

- ・事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象

【対象となる障害者】

- ・障害者手帳を持っている方に限定しない
- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象

合理的配慮の具体例

【募集および採用時の合理的配慮の例】

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行う。
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行う。

【採用後の合理的配慮の例】

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調整することなど作業を可能にする工夫を行う。
- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示す。
- ・精神障害がある方などに対し、出勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する。
- ・発達障害がある方に対し、感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行う。

★あらゆる障害がある方に対して、本人のプライバシーに配慮したうえで、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明する。

●事業主が障害のある労働者に合理的配慮を提供する際に、参考となる事例が紹介されています。

- ・「合理的配慮指針事例集」厚生労働省ホームページ
- ・「みんな輝く職場へ～事例から学ぶ合理的配慮の提供～」
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

●「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

専門の相談員が合理的な配慮の提供や、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。

滋賀県障害者権利擁護センター（健康医療福祉部障害福祉課内）

TEL：077-521-1175 FAX：077-528-4853 メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp



厚生労働省HP



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用
支援機構 HP



滋賀県HP

2024年(令和6年)4月から 障害者の法定雇用率が引上げとなります。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、令和6年4月から以下のように引き上げとなります。

また、令和8年7月以降にも法定雇用率が引き上げとなります。詳しくは「管轄のハローワーク」へご確認ください。

事業主区分	法定雇用率		
	2024年3月31日まで	2024年4月以降	2026年7月以降
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

留意点

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

- ◆令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

留意点

従業員40.0人以上を雇用されている事業主は、以下の点にご注意ください。

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。
詳しくは、管轄のハローワークにお問い合わせください。

その他

事業協同組合等算定特例(特定事業主特例)をご存知ですか？

- ◆一定の要件を満たす場合に、複数の事業主で実雇用率を通算することができる制度です。
詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

事業協同組合算定特例



障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(出前講座)のご案内

ハローワークから講師が事業所に出向きます。社員研修等にもご利用ください。

- ◆内容：「精神疾患(発達障害を含む)の種類」「精神・発達障害の特性」、「ともに働く上でのポイント(コミュニケーション方法等について)」
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：60分～120分程度(講義45分～75分、質疑応答15分～45分程度、応相談)
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※今現在、障害者と一緒に働いているかどうかは問いません。
※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。



しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。



しごとサポーター



- ※講師は以下のハローワークに配置しています。お気軽にお問合せください。
- ハローワーク大津(担当エリア:大津・高島所管内) ☎077-522-3773
- ハローワーク彦根(担当エリア:彦根・長浜・東近江所管内) ☎0749-22-2500
- ハローワーク草津(担当エリア:草津所管内・甲賀所管内) ☎077-562-3720
- ※その他不明な点は、滋賀労働局職業安定部職業対策課まで ☎077-526-8686



まず実習の受入れから始めてみたい

*トライワーク（就労体験）

窓口：各働き・暮らし応援センター

- ・障害者が1週間程度の実習を経験するとともに、事業主にも理解を深めてもらいます。
- ・就労体験利用者1人につき1日1,000円の謝礼が事業主に支払われます。

*職場適応訓練

窓口：各ハローワーク

- ・障害者が6か月程度の訓練を経験するとともに、事業主にも理解を深めてもらいます。
- ・訓練委託先には月額24,000円（重度障害者の場合は25,000円）を限度に委託費が支払われます。

*障害者委託訓練事業

窓口：高等技術専門校米原校舎

- ・障害者に1～3か月、1か月100時間程度の訓練を企業や民間教育訓練機関等に委託して実施し、雇用の促進を図ります。
- ・訓練委託先には月額60,000円（税抜）（中小企業は90,000円（税抜））を限度に委託費が支払われます。

*総合実務科の職場実習

窓口：高等技術専門校草津校舎

- ・総合実務科では、軽度の知的障害者を対象に1年間の職業訓練を実施しており、一定期間の職場実習を行います。
- ・職場実習先には月額1,200円（税抜）の委託費が支払われます。

*特別支援学校の現場実習

窓口：各特別支援学校

- ・企業、事業所等の活動の場をお借りして、1～2週間程度の実習を行います。

試行的に雇い入れたい

トライアル雇用助成金

*障害者トライアルコース

窓口：各ハローワーク

- ・就職が困難な障害者をハローワーク等の紹介により、原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとさせていただきます。
 - ・支給額は、1人につき月額最大40,000円です。
 - ・有期雇用契約（原則3か月）を締結する必要があります。
- （注）精神障害者の場合は、試行雇用期間および支給額が異なります。

*障害者短時間トライアルコース

窓口：各ハローワーク

- ・直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者または発達障害者を、ハローワーク等の紹介により短時間（10～20時間未満）の試行雇用から開始し、障害者の職場への適応状況や体調などに応じてトライアル雇用期間中に20時間以上の雇用を目指していただきます。
- ・支給額は、支援対象者1人につき、月額最大40,000円です。
- ・有期雇用契約（3か月から12か月間）を締結する必要があります。

指導のポイントや雇用管理の留意点などを教えてほしい

*ジョブコーチ（専門の支援員）による支援

窓口：滋賀障害者職業センター

- ・一定の期間、ジョブコーチが職場を訪問し、事業主や障害者に対して障害特性をふまえた職場定着に関する助言等を行います。（標準2～4か月）

*雇用管理に関する相談

窓口：滋賀障害者職業センター

- ・雇入れや職場定着に対する雇用管理上の課題解決のための相談、助言、研修等を行います。

障害者を雇用したときに活用できる助成金を知りたい

*特定求職者雇用開発助成金

窓口：各ハローワーク

- ・障害者を雇用したとき→特定就職困難者コース
ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する事業主に対して支給されます。支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。
- ・発達障害者・難病患者を雇用するとき→発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
障害者手帳を持たない発達障害者や難病のある方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して支給されます。支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

雇い入れた障害者の日常生活の相談に乗ってほしい

*就業面での支援

・職場定着に向けた支援や、障害特性をふまえた雇用管理について事業所に対する助言を行います。

窓口：各働き・暮らし応援センター

*生活面での支援

・地域生活、生活設計に関する助言を行います。

窓口：各働き・暮らし応援センター

障害者の職場定着のために活用できる助成金を知りたい

*キャリアアップ助成金

・障害者正社員化コース

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、
有期雇用労働者を正規雇用労働者(多様な正社員を含む)または無期雇用労働者に転換する措置
無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置
のいずれかを継続的に講じた事業主に助成します。

窓口：滋賀労働局職業安定部職業対策課

その他の助成金について知りたい

*人材開発支援助成金

・障害者職業能力開発コース

障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成します。

窓口：滋賀労働局職業安定部職業対策課

*障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金

・作業施設、作業設備等の整備を行う事業主、福祉施設の整備を行う事業主に対して助成します。

*障害者介助等助成金

・雇用管理のために、必要となる業務に係る介助措置等を実施する事業主に対して助成します。

*重度障害者等通勤対策助成金

・重度障害者等の通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成します。

*重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

・障害者を多数継続雇用し、施設等の整備を行う事業主に対して助成します。(※要事前相談)

*職場適応援助者助成金

・職場適応援助者による支援を行う法人または事業主に対して助成します。

窓口：(独)高齢・障害・求職者
雇用支援機構滋賀支部

先進的な取組を行っている企業について知りたい

*障害者の雇用事例や雇用マニュアル等を紹介しています。

詳細は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html>

*滋賀県内の先進的な障害者雇用の事業所名を紹介しています。

滋賀県のホームページ上で「滋賀県障害者雇用優良事業所等知事表彰」と入力して検索してください。

*障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度について

厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などが優良な中小企業を認定する制度です。

⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/monisuninteiseido2022.html



税制上のメリットについて知りたい

*障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用する事ができます。

厚生労働省のホームページ上で「障害者雇用に係る税制上の優遇措置」と入力して検索してください。

○上記制度はいずれも2024年1月現在です。

○各助成金については支給要件がありますので、まずはお近くのハローワークまたは各窓口にお問い合わせください。

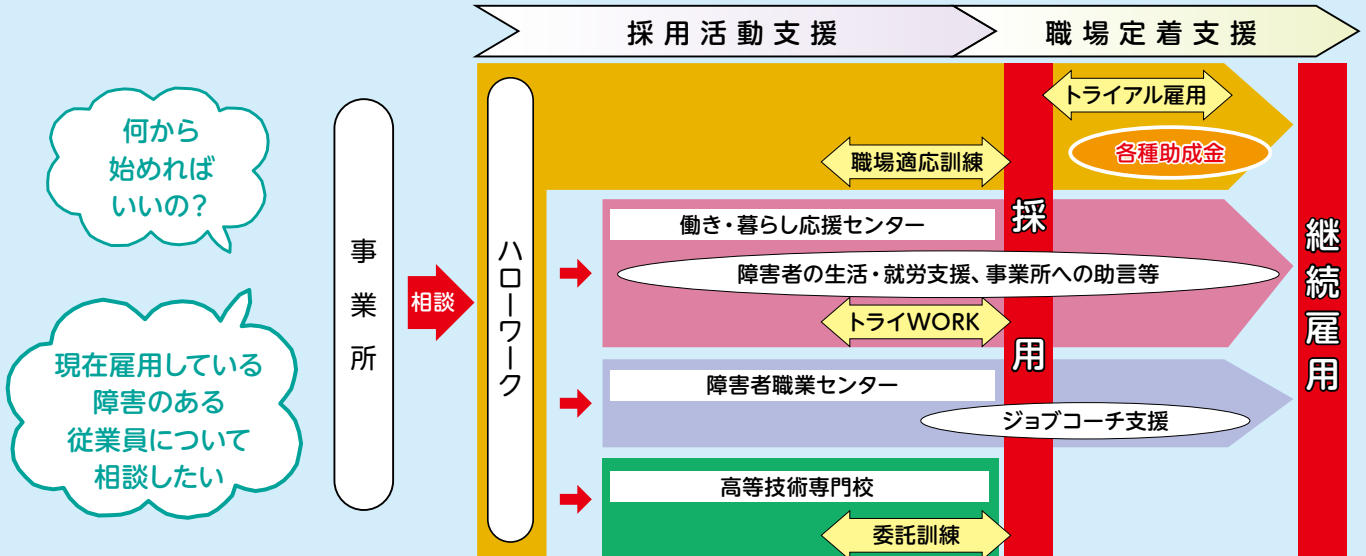
雇用関係助成金

厚生労働省/事業主の方のための雇用関係助成金



障害者雇用に関しては
まずは最寄りの働き・暮らし応援センターまたは ハローワークにご相談ください。

障害者雇用は関係機関が連携し地域で支えます。



各支援機関の主な役割

求人や助成金についてのご相談は・・・

ハローワーク			
大津公共職業安定所	大津市打出浜 14-15	☎ 077-522-3773	部門コード 31#
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広 4-37	☎ 0740-32-0047	
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町辻村 110	☎ 0749-62-2030	
彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58-3	☎ 0749-22-2500	求人関係：部門コード31# 各種助成金：部門コード32#
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町 11-19	☎ 0748-22-1020	部門コード 31#
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町 3-1-16	☎ 0748-62-0651	
草津公共職業安定所	草津市野村 5-17-1	☎ 077-562-3720	部門コード 31#

- ・求人、助成金、雇用管理支援
- ・職業相談、職業紹介、求人開拓
- ・求職者支援訓練
- ・雇用保険

定着支援や雇用管理についてのご相談は・・・

障害者働き・暮らし応援センター		
おおつ働き・暮らし応援センター “Hatch(はっち)”	大津市京町三丁目 4-12 アーバン 21 ビル 4 階	☎ 077-522-5142
湖南地域働き・暮らし応援センター “りらく”	草津市大路二丁目 11-15	☎ 077-567-1120
甲賀地域働き・暮らし応援センター	甲賀市水口町畷 3-44	☎ 0748-63-5830
東近江圏働き・暮らし応援センター “Tekito- (テキトー)”	近江八幡市上田町 1288-18 2 階	☎ 0748-36-1299
働き・暮らしサポート支援センター	彦根市大敷町 2638 番地	☎ 0749-21-2245
はたらき・暮らし応援センターこほく	長浜市小堀町 32-3 ながはまウエルセンター内	☎ 0749-64-1216
湖西地域働き・暮らし応援センター	高島市今津町住吉二丁目 11-2	☎ 0740-22-3876

- 【就業面での支援】
- ・就職に向けた準備
- ・就職活動の支援
- ・事業所に対する助言
- ・職場定着に向けた支援
- ・関係機関との連絡調整
- 【生活面での支援】
- ・地域生活、生活設計に関する助言

障害福祉サービス事業所や障害者雇用企業との連携についてのご相談は・・・

NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター		
NPO 法人 滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路 2-11-15	☎ 077-566-8266

- ・就労移行支援事業所等の連携
- ・障害者雇用事業所や経済団体との連携

新規雇入れや定着支援および雇用管理、ジョブコーチ支援や助成金についてのご相談は・・・

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部		
滋賀障害者職業センター	草津市野村 2-20-5	☎ 077-564-1641
高齢・障害者業務課	大津市光が丘町 3-13	☎ 077-537-1214

- 職業相談・ジョブコーチ支援・事業主支援
- 助成金申請の受付・相談

訓練修了者の採用についてお考えの方は・・・

滋賀県立高等技術専門学校		
テクノカレッジ米原	米原市岩脇 411-1	☎ 0749-52-5300
テクノカレッジ草津	草津市青地町 1093	☎ 077-564-3296

- 職業訓練

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室

☎ 077-528-3767 (障害者雇用全般) ☎ 077-528-3755 (職業訓練関係)

令和6年(2024年)3月発行